

## 社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉推進委員会規程

(目的)

第1条 定款第2条(3)に基づく社会福祉の推進に関する提言を広く行うため、地域福祉推進委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(性格)

第2条 委員会は、定款第25条に基づき設置される委員会とする。

(事業)

第3条 委員会は、次の事業を行うものとする。

- 一 連絡協議会における調査研究、検討をふまえた制度施策及び福祉サービス事業者の取組みのあり方に関する提言の検討
- 二 行政や社会全般、福祉サービス事業者に向けた提言
- 三 全国における社会福祉制度・予算対策活動との連携

(委員)

第4条 委員会の委員は、次のうちから会長が委嘱するものとする。

- 一 業種別部会連絡協議会から推薦された者 25名以内
  - 二 学識経験者、関係団体役職員等のうちから会長の推薦による者 若干名
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
  - 3 委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員会は、必要に応じて臨時委員を委嘱することができる。

(役員)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 正副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(連携)

第7条 委員会は、その目的を達成するため、総合企画委員会、連絡協議会との連携を行うものとする。

付則

- 1 この規程の制定とともに社会福祉法人東京都社会福祉協議会予算対策委員会規程は廃止する。
- 2 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 第4条第2項の規定にかかわらず、設置当初の任期を平成15年3月末までとする。
- 4 この改正規定は、次期以降の委員(平成19年4月1日から)の選任に関し適用する。

平成14年 3月28日 制 定

平成14年 5月30日 一部改正

平成18年10月31日 一部改正

# 東社協「地域福祉推進委員会」委員名簿

任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日

	氏名	所属	備考	区分
1	金子良江(～24.3) ○小川幸男(24.4～)	新宿区社会福祉協議会 葛飾区社会福祉協議会	区市町村社協部会	業種別部会連絡協議会
2	○西岡修	白十字ホーム	高齢者施設福祉部会	
3	杉木康浩	緑風荘病院	医療部会	
4	山田明彦	淀橋荘	更生福祉部会	
5	小林健治	あかつき	救護部会	
6	細金和子(～24.3) 田口道子(24.4～)	慈愛寮 いこいの家	婦人保護部会	
7	渡邊正人	神明福祉園	身体障害者福祉部会	
8	中嶋誠	りすのき保育園	保育部会	
9	黒田邦夫	二葉むさしが丘学園	児童部会	
10	山田光治(～24.3) 津久井武男(24.4～)	北区立浮間ハイマート あゆみ苑	母子福祉部会	
11	岡田稔晟(～24.3) 阿部幹史(24.4～)	聖友乳児院	乳児部会	
12	高澤勝美	武蔵野福祉作業所	知的発達障害部会	
13	鈴木博之	東村山市北部地域包括支援センター	センター部会	
14	宮地友和	中央愛児園	障害児福祉部会	
15	松本明久	更生保護法人 斉修会	更生保護部会	
16	神田礼子	くらしの助けあいの会大田しあわせ	在宅福祉サービス部会	
17	植田俊一郎	社会福祉法人清水基金	民間助成団体部会	
18	齋藤弘美	社会福祉法人大洋社	社会福祉法人協議会	
19	和田稲子	東京YWCAケアサポート板橋	介護保険居宅事業者連絡会	
20	増田公子(～24.3) 渡辺智生(24.4～)	東京つくし会 東京都精神障害者共同ホーム連絡会	東京都精神保健福祉連絡会	
21	◎和田敏明	ルーテル学院大学 教授		会長推薦
22	秋山隆	東京都老人クラブ連合会 事務局長		
23	菅江佳子	子どもの虐待防止センター 相談員		
24	芳須保行	東京都民生児童委員連合会		
25	小西早苗	東京都知的障害者育成会		
26	中村敏彦	東京都セルフセンター 運営委員		
27	○小濱哲二	東京都社会福祉協議会 副会長		

◎委員長 ○副委員長

## 地域福祉推進委員会の「年度別の提言内容」一覧

◎高齢福祉 ○障害福祉 ●児童・女性福祉 □地域福祉・生活福祉

	2002年度（平成14年度）	2003年度（平成15年度）
提 言 内 容	<p>「提言2003」 15.5 提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域生活を支える福祉サービスのあり方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域におけるきめ細かな相談機能の確立</li> <li>②在宅生活を支えるショートステイ機能の強化</li> <li>③多様なグループホーム機能の推進と拡充</li> </ul> </li> <li>● 児童虐待、ドメスティック・バイオレンス等の家庭内における暴力を防止する支援機能のあり方</li> <li>□ 「利用者本位の経営改革」の推進と基盤整備のあり方</li> </ul>	<p>「提言2004」 16.6 提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 高齢者の地域生活を支援する地域ケアマネジメント機能の強化</li> <li>○ 障害をもつ人の地域生活を支える相談機能、情報提供活動の充実</li> <li>○ 障害をもつ人の地域生活への移行支援の推進</li> <li>● 次世代育成支援対策推進法を受けた子育て支援の推進</li> <li>□ 社会福祉法人の役割と機能の強化</li> </ul>
関 連 の 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ グループホーム白書</li> <li>◎ 支援費制度専門委員会の提言                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害をもった人が安心して地域で暮らしていくために</li> <li>・学習会資料「支援費制度を知ろう」</li> </ul> </li> <li>● 子ども家庭の地域支援に関わる連絡会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の地域生活を支える支援費制度の課題を考えるプロジェクト</li> <li>○ 地域生活移行に関する事例集</li> <li>● 子ども家庭の地域支援に関わる連絡会</li> <li>● 子ども家庭支援センター運営実態調査</li> <li>□ 社会福祉法人のあり方検討委員会</li> </ul>

2004年度（平成16年度）	2005年度（平成17年度）
<p style="text-align: center;">「提言2005」 17.7提出</p> <p><b>第1部(全体提言)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 要支援・軽度の要介護者に必要な介護サービスに関する施策等の取り組み方策</li> <li>○ 障害のある人のライフステージを見据えた支援～縦のケアマネジメントの確立～</li> <li>● 暴力・虐待を受けた子ども、女性の地域生活を支援するための施設等による取り組み方策</li> <li>□ 相談活動の充実と寄せられたニーズの社会化に向けた提言</li> </ul>	<p style="text-align: center;">「提言2006」 18.6提出</p> <p><b>第1部(全体提言)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域福祉権利擁護事業と地域福祉活動との連携に関する取り組み方策</li> <li>○ 障害のある人の多様な就労を実現するための支援</li> <li>● 区市町村における児童虐待対応および防止機能の充実に向けた支援方策</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 要支援・軽度の要介護者に必要な介護等サービスに関する本人アンケート</li> <li>○ 身体障害、知的障害、精神障害の枠を超えた当事者と支援者から成る意見交換会</li> <li>● 子ども家庭福祉連絡会</li> <li>□ 都内民間相談団体実態調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害保健福祉連絡会</li> <li>○ 障害のある人の多様な就労支援活動に関する意見交換会</li> <li>● 養護児童・女性関連部会の情報交換会</li> <li>□ セルフヘルプグループ活動実態調査</li> </ul>
<p><b>第2部(部会・連絡会からの提言)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 介護保険制度の見直し(高齢)</li> <li>◎ 養護老人ホーム・軽費老人ホームの生活支援機能の充実(高齢)</li> <li>□ 施設入所の住所地特例(救護)</li> <li>□ ショートステイ事業の実施(救護)</li> <li>● 単身者・母子統合の支援ホーム(婦人保護)</li> <li>○ 身体障害者グループホーム充実(身体障害)</li> <li>○ 授産施設に職業指導員の設置(身体障害)</li> <li>● 児童養護施設と学校との連携と支援(児童)</li> <li>● グループホームの充実と支援困難児童に対する体制の確立(児童)</li> <li>● 母子生活支援施設の広域利用推進(母子)</li> <li>● 母子生活支援施設の役割等の検討(母子)</li> <li>● 被虐待児等に対する支援(乳児)</li> <li>● 乳児院退所後の家族全体への相談支援体制の充実(乳児)</li> </ul>	<p><b>第2部(部会・連絡会からの提言)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 社協への公的支援への充実(社協)</li> <li>□ 個人情報の適正な取扱い(社協)</li> <li>◎ 特養利用者のホテルコスト負担(高齢)</li> <li>◎ 高齢者施設における看取りケア(高齢)</li> <li>◎ 高齢者施設の介護における医行為(高齢)</li> <li>◎ 特養の施設機能を活かした取組(高齢)</li> <li>◎ 本人の意向を踏まえた介護予防の再検討(センター、居宅事業者連絡会)</li> <li>◎ 介護予防を進める総合相談窓口機能(センター)</li> <li>◎ 介護予防の幅広いメニュー(センター)</li> <li>◎ 必要なサービスが提供される仕組み(居宅事業者連絡会)</li> <li>● 子育て期の親の就労に対する配慮(保育)</li> <li>● 困難な問題を抱える児童への支援(児童)</li> <li>● 指導困難な児童に対する学校対応(児童)</li> <li>● 母子生活支援施設の広域利用の推進(母子)</li> <li>● 被虐待児に対する支援(乳児)</li> <li>○ 福祉施設におけるリスクマネジメント(身障)</li> <li>○ 地域生活移行と社会資源の充実(知的)</li> <li>○ 地域生活を支える取り組み(知的)</li> <li>○ トータルなライフステージへの支援(知的)</li> <li>□ ホームレスの地域移行への支援(医療)</li> <li>□ 救護施設退所に対する住宅支援(救護)</li> <li>□ 他法サービスとの併用(救護)</li> <li>□ 保護施設通所事業の要綱変更(救護)</li> <li>□ サービス推進費補助金交付要綱の変更(救護)</li> <li>● 性被害治療センターの立ち上げ(婦人保護)</li> <li>● ステップハウスの立ち上げ(婦人保護)</li> <li>○ 居住支援に関する公的な保証人制度(精神)</li> <li>○ 精神障害者サポートシステムの構築(精神)</li> </ul>

## 第1部(委員会からの提言)

- 社会福祉施設における人材確保と育成に関する提言
- 食の福祉的支援に関する提言
- 障害のある人の自立支援の推進に関する提言～障害者自立支援法への要望について～

## 第2部(部会・連絡会からの提言)

- ◎ 養護老人ホームにおける介護保険料加算納付事務の改善・簡素化について(高齢)
- ◎ 大都市部の特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の経営実態等に則した介護報酬の地域差の基準見直しについて(高齢)
- ◎ 高齢者・利用者の期待に添った、生活重視の質の高いサービスを提供していくために、質の高いサービスを提供するための福祉人材の確保が必要なことについて(高齢)
- ◎ 高齢期の多様な住まい方の一つとしてのケアハウスのあり方について(高齢)
- 更生施設についても救護施設と同様サテライト事業を認めること。(更生福祉)
- 通所・訪問事業における定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること。(更生福祉)
- 更生施設等から地域社会へ円滑な移行が出来るような仕組みを検討すること。例えば住宅確保時における火災保険料や保証料の一時扶助を支給したり、住宅扶助費の代理受領を検討すること。(更生福祉)
- 救護施設退所等に対する継続的な住宅支援に取り組むこと(救護)
- 他法による福祉サービスを利用しやすい方法の仕組みとすること(救護)
- 保護施設通所事業等の実態に見合う上乘せを行うこと(救護)
- サービス推進費補助金交付要綱の変更を行うこと(救護)
- 「性被害者治療センター(仮称)」の立ち上げ(医療的ケアを含む)
- 地域での自立生活(暮らしづくり)を支える「グループホーム」の立ち上げ
- 利用者及び施設を対象に実施する「障害者自立支援法に関するアンケート調査」結果に基づく提言と、制度の問題点や今後への課題に対する提言(身障)
- 子育て期における親の就労に対する配慮を行うこと
- 施設養護と里親養護の協働による社会的養護のさらなる充実を(児童)
- 児童養護施設等におけるファミリーケアや家庭再統合の取り組みの強化にむけて(児童)
- 母子生活支援施設の広域利用の促進について(母子)
- ケアの個別化の推進に向けた職員体制の充実等について(乳児)
- 地域生活支援と就労支援を進めるためのトータルな環境の整備(知的)
- トータルなライフステージを見据えた支援の確立(知的)
- ◎ デイサービスの支援効果に関する研究(センター)
- ◎ 軽介護高齢者の生活課題の把握、対応策の検討に基づく提言(センター)
- 犯罪・非行前歴者の社会復帰の支援(特に就労支援)(更生保護)
- 犯罪被害者に対する支援(更生保護)
- 社会福祉法人による地域福祉活動の推進について(法人協)
- 指定管理者制度にて実施する社会福祉事業・サービスの質の確保、向上等について(法人協)
- ◎ 制度移行に伴い、軽介護の高齢者がこれまで利用していたサービスをこれまでどおりに利用できなくなる事態が起こっていることについて(事業者連)
- ◎ 要介護度や家族の状況等によって、利用できるサービス内容が一律に設定されたため、「個別の必要性・ニーズに応じたケア」を行いにくなっていることについて(事業者連)
- ◎ 予防給付・予防マネジメントの考え方が、高齢者の生活や意向と合っていない実態があることについて(事業者連)
- 障害者自立支援法における就労移行支援事業および就労継続支援事業を行う事業所が運営可能な施策の創設を行うこと(精神連)
- 精神障害者の特性に合った就労支援策を充実させること(精神連)
- 東京都精神障害者退院促進支援の制度施策充実と退院促進事業の具体的なヴィジョンを示すこと(精神連)

## 第1部(委員会からの提言)

- 社会福祉施設における人材確保と定着化に冠する提言
- 判断能力が不十分な方の地域生活支援のあり方に関する提言
- 福祉、教育の連携による知的障害者の就業・生活支援に関する提言

## 第2部(部会・連絡会からの提言)

- 養護老人ホームに関すること（高齢）
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）に関すること（高齢）
- 軽費老人ホームに関すること（高齢）
- 次期制度改定に向けたデイサービスの課題検討に基づく提言について（センター）
- 地域包括支援センターを取り巻く現状について（センター）
- ショートステイを取り巻く現状について（センター）
- 訪問介護事業における人材が圧倒的に不足していることと、現行の報酬体系では人材を育成していくことが極めて困難であることについて（事業者連）
- サービス提供責任者がヘルパー業務に忙殺され、本来業務である「サービス管理」「ヘルパー管理」が充分に行えていないことについて（事業者連）
- 介護保険制度における「予防給付・介護予防」のあり方の見直しについて（事業者連）
- 事業廃止時における利用者へのサービス確保対策について（事業者連）
- 更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること。（更生福祉）
- 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること。（更生福祉）
- 宿所提供施設についても更生施設と同様に保護施設通所事業を認めること。（更生福祉）
- 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実態に即した見直しを求める。（更生福祉）
- 他法による福祉サービスを利用しやすい方法の仕組みとすること（救護）
- 保護施設通所事業等の実態に見合う上乘せを行うこと（救護）
- サービス推進費補助金交付要綱の変更を行うこと（救護）
- 障害者自立支援法における障害程度区分の判定に関する施設実態からの提言（身障）
- 障害者自立支援法に対する提言（知的）
- ライフステージにおけるトータルなコーディネート機能の確立（知的）
- 東京都独自の福祉の構築（知的）
- 精神障害者による当事者活動への支援体制を充実させること（精神連）
- 入院医療までに至らない精神科医療体制システムの拡充をすること（精神連）
- 公的保証人制度の拡充と、さらに利用しやすい制度にしていくための工夫をすること（精神連）
- 精神障害者の地域生活支援についての施策を早急に実現すること（精神連）
- 精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること（保育）
- 社会的養護を必要とする児童のさまざまな困難な問題を抱える児童支援策の充実に向けて（児童）
- 区市町村における子育て支援に関する提言（児童）
- 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）
- 緊急入所児や増加する病虚弱児・障害児等に対応できる医療体制の強化（乳児）
- 母子生活支援施設の広域利用の促進について（母子）
- 地域生活移行支援「ステップハウス」への人材確保（婦人）
- DV被害者同伴児童のための保育等機能への費用負担（婦人）
- 性被害者回復（治療）支援センターの設立（婦人）
- 社会福祉法人による地域福祉活動の推進に向けた基盤整備について（法人協）
- 都下の自治体、及び住民参加型在宅福祉サービス活動団体へのアンケート調査結果に基づく、住民参加型在宅福祉サービス活動支援の充実に関する提言（在宅）

## 「提言2009」

21.6 提出

## 第1部（委員会からの提言）

- 福祉人材確保の促進に関する提言
- 障害福祉サービスの利用困難・提供困難に関する提言
- 指定管理者制度の運用に関する提言
- 子どもの育ちを地域社会から支援するための提言

## 第2部（部会・連絡会からの提言）

- 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書に対する意見（社協）
- 地域福祉権利擁護事業（日常生活支援事業）の体制整備に関する要望（社協）
- ◎ 養護老人ホームに関すること（高齢）
- ◎ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）に関すること（高齢）
- ◎ 経費老人ホームに関すること（高齢）
- ◎ デイサービスの課題検討に基づく提言について（センター）
- ◎ 地域包括支援センターを取り巻く現状について（センター）
- ◎ ショートステイを取り巻く現状について（センター）
- ◎ 要介護認定等基準時間の方法の改正について（センター）
- ◎ 大都市東京の安定したサービス提供に向けて（事業者連）
- ◎ 利用者負担の増加への対応について（事業者連）
- ◎ 客観性・公平性のある要介護認定に向けて（事業者連）
- ◎ 要介護認定の見直しの影響把握、利用者への周知について（事業者連）
- 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実態に即した見直しを求める（更生福祉）
- 更生施設や宿所提供施設の利用者が円滑に地域生活移行できるように、また退所後も社会生活が継続できるようにするため、施設がきめ細かい機能を発揮できるよう強化されたい（更生福祉）
- 宿所提供施設についても更生施設と同様に保護施設通所事業を認めること（更生福祉）
- 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員することで、併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること（更生福祉）
- 更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること（更生福祉）
- 他法による福祉サービスを利用しやすい方法の仕組みとすること（救護）
- 保護施設通所事業等の実態に見合う上乘せを行うこと（救護）
- 障害者自立支援法に対する提言（知的）
- 各ライフステージにおけるトータルなコーディネート機能の確立（知的）
- 東京都独自の福祉の構築（知的）
- 精神書障害者による当事者活動への支援体制を充実させること（精神連）
- 入院医療までに至らない精神科医療体制システムの拡充をすること（精神連）
- 公的保証人制度の充実と、さらに利用しやすい制度にしていくための工夫をすること（精神連）
- 精神障害者の地域生活支援についての施策を早急に実現すること（精神連）
- 精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること（保育）
- 東京における新たな社会的養護システムの構築をめざして（児童）
- 児童福祉法改正にともなう、東京の被措置児童虐待防止と権利擁護システムの構築に関する提言（児童）
- 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）
- 緊急入所児や増加する病虚弱児・障害児等に対応できる医療体制の強化（乳児）
- 暴力被害・外国籍・精神的課題等抱える母子への多様な支援を充実させること（母子）
- 急速にすすむ暫定定員問題への対応について（母子）
- 地域生活移行支援「ステップハウス」の人材確保・維持管理費の補助。有料にて支援員を確保（婦人）
- サービス推進費〈努力実績加算〉についての改善（婦人）
- 性被害者支援センターの設立（婦人）

**第1部（委員会からの提言）**

- 福祉施設におけるキャリアパスおよび人材育成に関する提言
- 福祉職場における障害福祉雇用の推進に関する提言
- 性的虐待・性暴力被害者の支援に関する提言
- 介護保険制度のあり方と高齢者の居住問題に関する提言

**第2部（部会・連絡会からの提言）**

- ◎ 養護老人ホームに関すること（高齢）
- ◎ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）に関すること（高齢）
- ◎ 軽費老人ホームに関すること（高齢）
- ◎ 介護従事者の人材確保・処遇改善に関すること（センター）
- ◎ デイサービスに関すること（センター）
- ◎ 地域包括支援センターに関すること（センター）
- ◎ ショートステイに関すること（センター）
- ◎ 利用者のサービス抑制を防ぐために区分支給限度額を引き上げること（事業者連）
- ◎ 介護報酬単価を引き上げること（事業者連）
- ◎ 実態に見合った地域区分・人件費割合の見直しをすること（事業者連）
- ◎ 介護福祉士受験資格を現状の実務経験3年以上の受験資格とすること（事業者連）
- 障害者地域生活支援にかかる施設機能と役割（身障）
- 障害者権利条約批准にむけての取り組み（知的）
- 安定した人材確保への取り組み（知的）
- 東京都におけるあるべき居住支援への提言（知的）
- 精神障がい者などを抱えた家族への支援を、早急に制度的に位置付けること（精神連）
- 精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること（保育）
- 東京の社会的養護関連の今後の計画策定に関する東京都への政策提言（児童）
- 養育家庭制度推進のための提言（児童）
- 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）
- 緊急入所児や増加する病虚弱児・障害児等に対応できる医療体制の強化（乳児）
- 暴力被害・外国籍・精神的課題等抱える母子への多様な支援を充実させること（母子）
- 急速にすすむ暫定定員問題への対応について（母子）
- 地域生活移行に関わるステップハウスの機能整備について（婦人）
- 同伴児に対する支援の充実（婦人）
- 「性暴力被害者回復支援センター」の設立（婦人）
- 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実体に即した見直しを求める（更生）
- 更生施設や宿所提供施設の利用者に対しても、介護保険事業を適用すること。（更生）
- 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること（更生）
- 更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること（更生）
- 他法を含めた福祉サービスを利用しやすい方法とすること（救護）
- 精神保健福祉士の加配を行う（救護）

## 第1部（委員会からの提言）

- 東日本大震災に関する緊急提言
- 退院後、行き場をみつけづらい高齢者への支援の構築
- 保育所待機児問題対策について
- 社会福祉法人次世代リーダー役職員の育成支援に関する提言
- 区市町村社協における地域福祉コーディネーターの必要性と養成に関する提言

## 第2部（部会・連絡会からの提言）

- ◎ 東京の実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（高齢）
- ◎ 介護職員処遇改善交付金の支給範囲を見直し賃金・物価水準を反映させること（高齢）
- ◎ 生活上の問題を抱えた低所得者等が利用できるような制度および社会福祉法人ならではの機能と役割が活かせる福祉的支援のあり方について検討すること（高齢）
- ◎ 施設サービスの人員配置基準について東京の実態に合わせ見直しをすること（高齢）
- ◎ 介護福祉士資格要件となる「実務者研修」を柔軟に運用すること（高齢）
- ◎ 東京都における養護老人ホームの役割やあり方について検討する機会を設けること（高齢）
- ◎ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームの建て替えについて、それぞれの施設特性が活かせる実現性の高い推進策を検討すること（高齢）
- ◎ 民間社会福祉施設サービス推進費補助の見直しをすること（高齢）
- ◎ 国の基準省令による経過的軽費老人ホーム（A型・B型）の軽費老人ホーム（ケアハウス）への移行に対し十分な配慮を設けること
- ◎ 介護従事者の人材確保・処遇改善に関すること（センター）
- ◎ デイサービスに関すること（センター）
- ◎ 地域包括支援センターに関すること（センター）
- ◎ ショートステイに関すること（センター）
- ◎ 利用者や家族の状況に合わせ、適切なケアマネジメントに基づいた臨機応変、柔軟な運用を認めること（事業者連）
- ◎ 経済的負担が大きいことに対する不安がサービス利用抑制に繋がらないようにすること  
(事業者連)
- ◎ 実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（事業者連）
- ◎ 介護職員処遇改善交付金の支給範囲を見直すこと
- ◎ 介護福祉士資格要件となる「実務者研修」を柔軟に運用すること（事業者連）
- 東京都におけるあるべき居住支援について（知的）
- 安定した人材確保への取り組み（知的）
- 学校・地域・職場において心の病についての知識が周知され、心の健康を支えるサービスを早急に制度的に位置づけるようにすること（精神連）
- 精神疾患を抱える保護者を支援する保育所へ必要な体制を整備すること（保育）
- 被虐待児や発達障害児などへの治療的ケア体制の充実・強化（児童）
- 被措置児童の社会的自立を見据えた支援の充実（児童）
- 社会的養護を担う人材の育成（児童）
- 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）
- 緊急入所児や増加する病虚弱児・障害児等に対応できる医療体制の強化（乳児）
- 広域利用の推進に向けて～施設空室状況把握システム構築への取り組み（母子）
- 暴力被害・外国籍・精神的課題等抱える母子への多様な支援の充実に向けて（母子）
- 急速にすすむ暫定定員問題への対応について（母子）

- 地域生活移行に関わる「ステップハウス」の機能整備について（婦人）
- サービス推進費＜努力実績加算＞についての改善（婦人）
- 同伴児童に対する支援の充実（婦人）
- 「性暴力被害者回復支援センター」の設立（婦人）
- 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実体に即した見直しを求める（更生）
- 更生施設や宿所提供施設の要介護利用者に対しても、介護保険を適用すること。（更生）
- 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。（更生）
- 更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること（更生）
- 他法を含めた福祉サービスを利用しやすい方法とすること（救護）
- 精神保健福祉士加算配置に伴う障害者等入所率の緩和を図ること（救護）

## 第1部（委員会からの提言）

- 災害時における社会福祉施設の役割について
- 老朽化した社会福祉施設の建て替え問題に関する提言
- 保育所待機児問題の対応における分園の設置促進について
- 社会的養護を離れた若者への支援について
- 福祉職場における障害者の職場体験・インターンシップの促進について

## 第2部（部会・連絡会からの提言）

- ◎ 特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設の“総合力”を活用すること（高齢）
- ◎ 東京の実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（高齢）
- ◎ 介護職員処遇改善加算の支給範囲を見直すこと（高齢）
- ◎ 施設サービスの人員配置基準について実体に合わせた見直しと、人員配置を担保する報酬について見直しをすること（高齢）
- ◎ 民間社会福祉施設サービス推進費補助の見直しをすること（高齢）
- ◎ 国の基準省令による経過的軽費老人ホーム（A型・B型）の軽費老人ホーム（ケアハウス）への移行に対し十分な配慮を設けること（高齢）
- ◎ 東京の実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（センター）
- ◎ 介護予防・日常生活支援総合事業について（センター）
- ◎ 地域包括支援センターの機能強化について（センター）
- ◎ 通所介護における安定した雇用について（センター）
- ◎ 通所介護の送迎サービスについて（センター）
- ◎ ショートステイ（短期入所生活介護）の拡充について（センター）
- ◎ 在宅サービスの区分支給限度額を引き上げること（事業者連）
- ◎ 訪問介護の生活援助は、水準を下げずに制度上維持すること（事業者連）
- ◎ 実態に見合った地域係数・地域区分の見直しをすること（事業者連）
- 東京都における障害者のあるべき居住支援について（知的）
- 東日本大震災における都外施設の復興支援について（知的）
- 学校・地域・職場において心の病についての知識が周知され、心の健康を支えるサービスを早急に制度的に位置づけるようにすること（精神連）
- 保育園における食物アレルギーへの対応について必要な体制を整備すること（保育）
- 被虐待児や発達障害児などへの治療的ケア体制の充実・強化（児童）
- 被措置児童の社会的自立を見据えた支援の充実（児童）
- 社会的養護を担う人材の育成（児童）
- 乳幼児及び保護者に対し適切な支援を行うために必要な職員体制の充実（乳児）
- 緊急入所児や増加する病虚弱児、障害児等に対応できる医療体制の強化（乳児）
- 広域利用の推進に向けて～施設空室状況把握システム構築への取り組み（母子）
- 地域協働の促進に向けて
  - －地域の母子に対する支援も含めた母子生活支援施設の機能強化－（母子）
- 地域生活移行に関わるステップハウスの機能整備について（婦人）
- サービス推進費＜努力実績加算＞についての改善（婦人）
- 同伴児童に対する支援の充実（婦人）
- 「性暴力被害者回復支援センター」の設立（婦人）
- 更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実体に即した見直しを求める。（更生）
- 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。（更生）
- 更生施設が改築や改修を行うために一旦事業を休止する場合でも、新たに事業を再開するまでの

間、通所訪問事業の利用者については、引き続き同一施設の利用対象者として利用できるようにすること（更生）

- 他法を含めた福祉サービスを利用しやすい方法とすること。（救護）
- 精神保健福祉士加算配置数の障害者入所率の緩和を図ること。（救護）
- 東京都地域定着支援センター、東京都、区市町村福祉関係所管課等との連携の強化（更生保護）
- 災害時における、要支援者に対する配慮と支援体制整備について（在宅）